

2019年9月2日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷 1-23-1  
日本同盟基督教団「教会と国家」委員会  
委員長 柴田智悦

### 安倍首相の靖国神社への玉串料奉納等に対する抗議声名

私ども日本同盟基督教団「教会と国家」委員会は、安倍晋三首相が、2019年8月15日に靖国神社に玉串料を奉納したことに対して、以下の理由で強く抗議いたします。

#### 1. 抗議の対象とする事実

安倍首相は、2019年8月15日、靖国神社に稲田朋美総裁特別補佐を代理人として玉串料を奉納しました。稲田氏は記者団に対して安倍首相から「令和の新しい時代を迎え、改めてわが国の平和と繁栄が祖国のために命をささげたご英霊のおかげであると感謝と敬意を表します」とのメッセージを預かったことを明らかにし、大手マスメディアに報道され、広く知られることとなりました。さらに同日、萩生田光一幹事長代行、小泉進次郎厚生労働部会長、また、尾辻秀久・元厚生労働相、高市早苗衆議院議院運営委員長、佐藤正久外務副大臣らを含めた「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」に属する52名の議員が靖国神社を参拝しました。

#### 2. 政教分離原則に違反すること

かつて日本は天皇を神格化し、皇室神道を事実上の「国教」とし、政府は国民に対し教育勅語や神社参拝等を通して国家神道及び天皇への礼拝を浸透させました。神社参拝は国民の義務とされ、拒否したならば不敬とみなされ迫害される者もいました。こうして、国内に根強く浸透した国家神道は、国家総動員の戦争を支える精神的支柱となり、日本は軍国主義へと突き進み、国内外の多くの尊い命が犠牲となりました。このような日本が過去に犯してしまった過ちを繰り返さぬよう、日本国憲法第20条は、国家が宗教行為をすることや、特定の宗教団体に特権を与えることを禁じた政教分離を定めています。

このたびの安倍首相の靖国神社への玉串料奉納は、その肩書については「自由民主党総裁」と記帳がなされ、また、代理人である稲田氏は「総裁特別補佐の立場で参拝した」と記者団に説明したとされています。これらは、「内閣総理大臣」を名のすることに強い批判があがることを避けながらも、単なる一市民としての参拝ではないことを演出する策に見えます。しかしそれは私人としての宗教行為とは到底理解できない公的な宗教的行為であり、国の宗教活動にあたるのです。また、先に引用した安倍首相が稲田氏を通して公表したメッセージは、安部首相自身が靖国神社を公人として援助・助長していると言わざるを得ません。結果として、安倍首相の行為は靖国神社という特定の宗教に特権を与えています。したがって、

本抗議声明の1記載の事実は、「国及びその機関は、宗教教育その他のいかなる宗教的活動もしてはならない」という憲法第20条3項に明確に違反しています。

### 3. 私たちの信仰の自由を侵害していること

私たちは、父・子・聖霊の三位一体なる神が、今もこの世をご支配し治めていると信じています。この世の権力は全てこの神に由来し、この神を超えることはできません。ですから私たちは、この神以外のものを拝んだり、賛美をささげたりしたくはないのです。かつて戦前戦中、キリスト教が弾圧されたのは、子なる神である主イエス・キリストと天皇とが対立関係に置かれたからでした。そして、私たちは国家が推進した天皇への礼拝に屈服し、主イエス・キリストと並べて天皇や神社を拝むという偶像礼拝の罪を犯したのです。私たち日本同盟基督教団は、戦後50年を経過する頃より、公式の宣言文などにおいて、その罪を認め、悔い改めを表明しています（1991年「日本同盟基督教団宣教100周年記念宣言」、1996年「日本同盟基督教団宣教105周年記念大会 横浜宣言」等）。

国の機関である首相や国民の代表である多くの国会議員が一宗教団体に過ぎない靖国神社を参拝することは、特定の宗教団体に国が特権を与えることであり、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」という憲法第20条1項に違反しています。それは、戦前戦中のように、三位一体の神だけを礼拝すべし、という私たちの教義に反する行為を強要して私たちの信仰の自由を奪うことになりかねません。

### 4. 軍国主義が復活するおそれがあること

靖国神社の目的は、国家のために亡くなった戦死者の「慰霊と顕彰」にありますから、首相は、靖国神社に合祀されているA級戦犯を含む戦死者を「慰霊」「顕彰」するのと同様の行為を行ったのです。

現在、安倍首相は、自身の首相任期中（2021年9月まで）に自衛隊を憲法に明記する改憲を使命とする考えを表明しています。その自衛隊とは、2016年3月29日に施行された平和安全法制によって、集団的自衛権の行使が容認されている自衛隊に他なりません。

これらが意味することは、再び、自衛隊という名の軍隊が、死ねば靖国に祀ってもらえるとの保証を得て、海外で集団的自衛権と称する武力行使を起こしかねないということなのです。

以上の理由から、今回の8月15日の首相の玉串料奉納、国会議員らによる靖国神社参拝に対し、強く抗議いたします。